

1. 応募資格

- ① 原則 45 歳未満。性別及び学歴不問。
- ② 3 大都市圏または都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住の方で、協力隊に着任後、三次市へ生活の拠点を移し、住民票を異動できる方。
- ③ 事前（第 1 次選考まで）に JA アグリでの農業体験を行っていること。
- ④ 活動終了後に三次市内で就農することが可能な方。
- ⑤ 農業経営者をめざす強い意志がある方。
- ⑥ 心身ともに健康で、地域になじむ意思があり、積極的に活動できる方。
- ⑦ ワード、エクセルなどの一般的なパソコン操作ができる方。
- ⑧ 普通自動車運転免許を持っている方。

2. 募集概要（農業研修生）

募集人数：3 人

活動場所：JA アグリ三次・市内農家

活動内容：振興作物の栽培技術等の習得、三次市の情報発信

- アスパラガス・ホウレンソウ・ブドウの栽培技術の習得
 - 農業経営の基礎的な知識習得
 - 地域行事への参加
 - 三次市や活動を SNS 等で発信
- など

3. 雇用形態・期間

雇用関係：なし

報酬等：月額 233,000 円（通勤手当を含む）

活動時間：原則、月 140 時間以上 160 時間以内。週休 2 日。

委嘱期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。（次年度以降の委嘱については、活動状況等を勘案し更新することができ、委嘱の日から最長 2 年まで延長することができます。）

隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても取り消すことができるものとします。

待遇・福利厚生：① 家賃は月額 5 万円を上限に予算の範囲内で支給します。

※転居により発生する敷金等は自己負担となります。

② 活動に使用する車両は、自家用車またはリース車両（予算の範囲内で支給）とします。

③ 活動に使用するパソコン等事務機器、必要な消耗品、出張に係る経費などは予算の範囲内で支給します。

④ 各種健康保険及び年金保険に加入していただきます。
（各保険料は全額自己負担）

⑤ 三次市への定住を希望する方の支援を行います。

4. その他

- ① 就農に係る農地などについて斡旋します。
- ② 就農開始時は、一定程度の自己資金が必要になります。
- ③ 就農相談から就農後の経営安定まで一貫して、三次市農業振興会議新規就農推進チーム（三次市・JA・広島県）がサポートします。
- ④ 就農時には、認定新規就農者に対する三次市の支援事業が活用できます。（要件等、詳細は確認が必要です。）

5. 応募手続き

募集期間：令和5年10月12日（木）～令和5年11月30日（木）※当日必着
※第1次選考までにJAアグリ三次での農業体験が必須です。

提出書類：① 三次市地域おこし協力隊応募申込書

② 住民票

③ レポート（書式は任意）※1,200文字以内

【内容】応募した動機、行いたい活動、活かしたい能力、目標

送付先：〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市役所 地域振興部 定住対策・暮らし支援課

「地域おこし協力隊」担当 宛

6. 選考方法

① 第1次選考

書類審査により第1次選考を行います。

なお、合否の結果は12月上旬頃に文書等で個別に通知します。

② 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、三次市において面接試験を実施します。

日時、場所については第1次選考結果通知で、対象の方へお知らせします。

（12月下旬頃に実施予定）

※第2次選考会場までの交通費は応募者の負担となります。

③ 最終選考結果

第2次選考終了後、令和6年1月上旬に文書で個別に通知します。

※予算編成の都合上、委嘱されない場合があります。

7. 問い合わせ先

○ 地域おこし協力隊（雇用形態等）に関すること

三次市役所 地域振興部 定住対策・暮らし支援課

TEL：0824-62-6129 FAX：0824-62-6235

E-mail：teijyu@city.miyoshi.hiroshima.jp

○ 活動内容（就農・研修等）に関すること

三次市役所 産業振興部 農政課

TEL：0824-62-6164 FAX：0824-64-0172

E-mail：nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp